

# 営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)

国土交通省は、営繕工事の発注において公共工事の品質確保に関する基本理念にのっとり、関係機関等との協議を調え、適切な工期で円滑かつ効率的な事業執行に資するよう、平成26年3月『営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)(以下、26年版ガイドライン)』を策定しました。

- ◇構成・「設計変更ガイドライン」＋「工事一時中止ガイドライン」
- ◇内容・設計変更及び発注者の事由に基づく工事一時中止における留意事項等
- ◇目的・発注者と受注者双方の責任の明確化、透明性の向上、円滑な事業実施
  - ・発注者と受注者双方が工事の施工に際しての共通認識の形成

## 品質法の改正(平成26年6月施行)



基本理念の追加(将来にわたる公共工事の品質確保と其中長期的な担い手確保等)を実現するために、発注者の責務が明確化されたことを受け、業界団体等との意見交換を行い、26年版ガイドラインに必要な見直しを施し、平成27年5月『営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)』※を改定した。

※平成29年3月に一部改定

- ◇主な改正点
  - ・指定・任意仮設等の考え方を解りやすく表現

平成27年10月、Q&Aをガイドライン本体から分離し内容の充実を図った

## 「営繕工事請負契約における設計変更ガイドラインQ&A(案)」

をとりまとめ、地方公共団体等に対して周知した。